

事 務 連 絡  
平成28年 9月 7日

(公社) 岡山県医師会 御中  
(一社) 岡山県病院協会 御中

岡山県保健福祉部健康推進課

麻しんの届出内容の感染症サーベイランスシステムによる報告について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、麻しんと診断した場合には、直ちに保健所に届出を行うよう御了知いただくとともに、貴会員への周知についてよろしく申し上げます。

また、本連絡は、次のホームページに掲載しております。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

**【担当】**

岡山県保健福祉部健康推進課 森  
isao\_mori@pref.okayama.lg.jp  
TEL:086-226-7331  
FAX:086-225-7283

事 務 連 絡  
平成 28 年 9 月 6 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの届出内容の感染症サーベイランスシステムによる報告について

麻しんへの対策については、今般、麻しん患者の届出数の増加を踏まえ、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け事務連絡）においても適切な対応をお願いしたところです。

麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき全数を直ちに届け出ることが求められております。

麻しんの発生の予防及びまん延の防止を図るためには、発生状況及び疫学情報等の迅速かつ正確な把握が必要となりますので、感染症サーベイランスシステム（NESID）による届出内容の報告に関し、特に下記の点について、改めて徹底をお願い致します。

また、麻しんと診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に届出を行うよう医療機関への周知についてもお願い致します。

記

1. 保健所において、医療機関から臨床診断例として届出を受けた場合には、直ちに NESID へ入力すること。
2. ウイルス学的診断の結果が判明したら、速やかに、NESID において検査診断例として届出の変更を行い、病型及び診断方法等の修正を反映すること。届出の取り下げを行うこととなった場合には、備考欄に「検査により麻しん否定」と削除理由を入力・修正した後に、削除処理を行うこと。
3. 積極的疫学調査等により判明した疫学情報についても、可能な限り、NESID 内の備考欄に追加入力すること。その際、感染源となった患者が判明した場合には、感染源となった患者の NESID 届出 ID を記載すること。